

## 令和4年竹田市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和4年8月5日(金) 午後1時25分～午後2時30分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸 6番 佐藤 博一  
7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治 11番 工藤 明秀  
12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

1番 後藤 善徳

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央  
農政課職員

農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第49号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・14件  
議案第50号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・7件  
議案第51号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・4件  
議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・7件  
議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・2件  
議案第54号 非農地証明について・・・・・・・・・・4件  
議案第55号 令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について・・・・・・・・・・1件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和4年竹田市農業委員会第8回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番長野幸生委員、4番和田京子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第19号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

続いて、報告第20号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、2件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第49号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 14件

議案第50号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について 7件

議案第51号 農用地利用集積計画の承認について 4件

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 7件

議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第54号 非農地証明について 4件

議案第55号 令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について 1件

以上、39案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第49号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第49号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものがあります。

1番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

2番の案件は、農地中間管理事業の賃貸借から使用貸借への変更で、12年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

3番の案件は、15年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

4番の案件は、10年4か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

5番の案件は、5年4か月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

6番から14番の案件は、農地中間管理事業の賃貸借から使用貸借への変更で、4年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第49号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第49号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第50号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第50号の農用地利用配分計画案は、先程議案第49号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第50号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「賃貸借から使用貸借へ権利設定の種類変更」です。

3番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は地域の担い手で、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

4番、5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

6番、7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「賃貸借から使用貸借へ権利設定の種類変更」です。

議長

只今、議案第50号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第50号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(13時39分)

議長

再開します。

(13時39分)

議長

議案第51号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。8か月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番、3番の借り手は、〇〇〇〇です。3年8か月間の賃貸借、新規設定です。労力6人、野菜中心の農

家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。8年7か月間の賃貸借、新規設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第51号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の1番の案件は、親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字平田字主ノ田〇〇〇〇番外12筆、田10筆畑3筆、合計面積8,585平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、8,624平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

4番和田京子委員に、調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第52号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台所有しており、稲作・果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字山王〇〇〇〇番、田1筆、面積3,259平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、12,865.74平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第52号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の3番の案件は、親族間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字福原字堰上〇〇〇〇番外2筆、田3筆、合計面積3,261平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、3,261平方メートルですが、農用地区域外の農地の取得であり下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第52号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。叔父から贈与されるもので、果樹を植える予定です。周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字九重野字尾迫〇〇〇〇番外1筆、畑2筆、合計面積563平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は70,441平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第52号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・カボス中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字今字土地元南〇〇〇〇番外2筆、畑3筆、合計面積7,594平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、317,729平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第52号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は6人です。農機具はありません。畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の6番の案件は、親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字道園〇〇〇〇番外2筆、田2筆畑1筆、合計面積6,535平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、22,356平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番 工藤一美委員

議案第52号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター2台所有しており、畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第52号の7番の案件は、親子間の贈与です。譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字上田北字下原〇〇〇〇番外1筆、田2筆、合計面積2,057平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、4,624.65平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番 首藤徳子委員

議案第52号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第52号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第52号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第53号の1番の案件は、申請地竹田市大字中角字下ノ原〇〇〇〇番、畑1筆、面積6,301平方メートルのうち2,038平方メートルの畑です。この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。転用目的は、白ねぎ調整施設です。転用者は、〇〇〇〇が出資をしている株式会社で、集出荷選果施設に調整施設、資材置き場、機械倉庫及び駐車場を作る計画です。排水については、合併処理浄化槽を経由して市道側溝へ流す計画で、管理者の建設課と協議済みです。工事期間は、許可後から令和5年3月31日までを予定しています。

転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

議案第53号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第53号の2番の案件は、申請地竹田市久住町大字有氏字前久保〇〇〇〇番、畑1筆、面積2,477平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となってい

ない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用者は、東京で太陽光発電事業を行う業者で、所有者と22年間の地上権設定を行い、太陽光発電を計画したものです。排水は、自然浸透するほか、沈砂池に集め、水路へ流す計画で地元自治会の同意を得ており、建設課とも協議済みです。工事期間は、許可後から令和5年3月31日までを予定しております。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第53号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第53号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第53号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第54号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字飛田川字坂折〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積1,358平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父母が高齢となり

耕作できなくなったため、昭和57年頃にヒノキを植林し、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長 続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字九重野字カゴメ〇〇〇〇番、登記地目田1筆、面積197平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は谷間で獣害が酷く農地として管理することができなくなり、平成11年頃から放棄地となり、現況は山林原野となっています。始末書が添付されています。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字九重野字カゴメ〇〇〇〇番外4筆、登記地目田4筆畑1筆、合計面積6,879平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は谷間で獣害が酷く農地として管理することができなくなり、平成11年頃から放棄地となり、現況は山林原野となっています。始末書が添付されています。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第54号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字戸上字政所〇〇〇〇番外3筆、登記地目畑4筆、合計面積589平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭42年頃亡父が植林しており、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番 麻生章治委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第54号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第54号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第55号令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。  
議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は、農業委員会法第37条の規定により、全国農業会議所が公表いたします。議案書2ページには農業委員会の状況で、農業委員会の現在の体制と農家や農地の概要について記載しております。3ページ「Ⅱ最適化活動の目標」の「1最適化活動の成果目標」、「(1)農地の集積」の①に現状及び課題を、②に令和4年度の目標を記載しております。今年度の新規集積目標面積は100ヘクタールで今年度末の集積目標面積は2,976ヘクタールと設定しています。

続きまして「(2)遊休農地の解消」についてです。①の現状及び課題につきましては記載のとおりで、②の令和4年度の目標としては、緑区分の遊休農地の解消面積11haを目指したいと考えております。黄色区分の遊休農地の解消につきましては、農政課やJA等の関係部署と農地の今後の利用方法について協議し、出し手と受け手のマッチングを促進していきたいと考えております。

続きまして4ページには、「(3)新規参入の促進」について、①の現状及び課題には過去3カ年の新規参入状況が記載されております。②の令和4年度の目標につきましては、新規参入者への貸付け等による農地の目標面積を16.8haと設定し、必要に応じ就農相談を関係機関と連携しながら行っていくこととしていきます。

続きまして、「2最適化活動の活動目標」の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、「(2)活動強化月間の設定目標」、「(3)新規参入相談会への参加目標」について記載しております。

以上、令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第55号令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等についてご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号令和4年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等についてはこれを承認すること

に決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年竹田市農業委員会第8回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時30分)

令和4年8月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....